

取引業者からの誓約書の徴取要領(工事関連)

〔 国立大学法人東京学芸大学 〕
〔 契 約 担 当 役 〕
〔 平 成 2 6 年 1 2 月 3 日 〕

昨今、研究機関における不正事案が社会問題として大きく取り上げられていることから平成26年2月18日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」が改正され、研究費の適正な運営・管理の観点から、業者から誓約書等を徴取することについて記述がされた。これを受け本学において、工事関連については下記により業者から誓約書を徴取することとする。

記

1. 以下のいずれかに該当する者から誓約書を徴取する。
 - (1) 一般競争入札・公開見積合わせ及び随意契約により本学と契約を締結しようとする者
 - (2) その他契約担当役が必要と認めた者
2. 誓約書の様式は別紙のとおりとする。
3. 徴取回数は1回とし、本学の不正対策に関する方針やルール等を見直した場合にはあらためて徴取することとする。
4. 平成27年1月1日から実施する。

以 上